

改正案

現行

（基金の募集について準用する会社法の規定の読替え）
 第八条の四 法第六十条の二第四項の規定において法第六十条第一項の基金の募集について会社法第二百九条第一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九条第一号	第九十九条第一項第四号	保険業法第六十条の二第一項第三号

（相互会社の解散の命令について準用する会社法の規定の読替え）

（新設）

第九条の五 法第六十三条の二の規定において相互会社の解散の命令について会社法第八百二十四条第一項第三号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十四条第一項第三号	業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員	業務執行取締役（保険業法第五十三条の二十四第三項に規定する業務執行取締役をいう。）又は執行役

（相互会社の解散の原因について準用する会社法の規定の読替え）

第十五条の二 法第百五十二条第二項の規定により相互会社について同条第一項の規定を準用する場合における同項の規定により読み替えて適用する会社法第四百七十一条第六号の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百七十一条第六	第八百二十四条第一	第八百二十四条第一

（新設）

号	項又は第八百三十三 条第一項
---	-------------------

(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)
 第十七条の七 法第六百六十五条の十二の規定において吸収合併存続
 株式会社について法第六百六十五条の四第一項、第六百六十五条の五
 第二項及び第六百六十五条の七第二項の規定を準用する場合におけ
 るこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

			(略)	読み替える法の規定
前項	第七百八十六条	項	(略)	読み替えられる字句
項	第七百九十七条第一	項	(略)	読み替える字句

(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)
 第十七条の七 法第六百六十五条の十二の規定において吸収合併存続
 株式会社について法第六百六十五条の四第一項及び第六百六十五条の
 七第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術
 的読替えは、次の表のとおりとする。

			(略)	読み替える法の規定
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	読み替えられる字句
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	読み替える字句

4 3 (略) 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社	第七百九十七条第七項	吸収合併等	吸収合併	2 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第百六十五条の五第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百九十七条第五項及び第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	(略)
					読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
					第七百九十七条第五項、効力発生日	読み替えられる字句	読み替える字句

3 (略) (新設)	第七百八十五条第七項	吸収合併等	吸収合併	2 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第百六十五条の五第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五条第五項及び第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	(略)
					読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
					第七百八十五条第五項、効力発生日	読み替えられる字句	読み替える字句

ついでに会社法第七百九十七条第一項及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第七百九十七条第一項及び第二項
読み替えられる字句	吸収合併等
読み替える字句	吸収合併